

子育て支援の各種手当

どの手当も受給には申請が必要ですが、詳細は各担当課にお問い合わせください。

■問合せ
役場 ☎029-885-0340
子育て支援課(内)232
福祉介護課(内)111

児童扶養手当

父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

《対象》

次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合や公的年金の受給額によって、受給要件が異なります。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が政令で定める程度の障害にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・ 父または母が法令により引

き続き1年以上拘禁されている児童

・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達してから最初の3月31日までにある方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方が対象となります。

《手当の額(月額)》

- ▼ 子どもが1人の場合 4万2500円
- ▼ 2人目の場合の加算額 1万400円
- ▼ 3人目以降の加算額 6020円(1人につき)
- ※平成30年4月分より増額。
- ※所得による支給の制限(一部または全額)あり。

◎手当を受給中の方へ

次のような場合は、児童扶

養手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返還していただきます。

- ・ 婚姻の届出をしたとき
- ・ 婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がなくとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)に合ったとき
- ・ 受給者本人や児童が年金を受けられるようになったとき

・ 児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなどにより、受給者が監護または養育しなくなったとき

・ その他支給要件に該当しなくなったとき

《申請》 役場子育て支援課

特別児童扶養手当

精神、知的または身体に障がいのある児童を監護する方に対し、手当が支給されます。

《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に

居住していない場合や、児童が障害年金等を受給している場合、児童福祉施設に入所している場合は支給できません。

▼特別児童扶養手当1級

- ・ 身体障害者手帳がおおむね1級・2級程度(内部的疾患は例外があります)
- ・ 療育手帳の判定がA・A程度
- ・ 知的障害
- ・ 精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級程度

▼特別児童扶養手当2級

- ・ 身体障害者手帳がおおむね3級程度(内部的疾患は例外があります)
- ・ 療育手帳の判定がおおむねB程度
- ・ 知的障害
- ・ 精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級程度

《手当の額(1人/月)》

- 等級・手当の額の順
- ▼ 1級 5万1450円
- ▼ 2級 3万4270円
- ※所得による支給の制限(全額)あり。

《申請》 役場福祉介護課

在宅心身障害児福祉手当

村では、心身に障がいのある児童を監護する保護者に対し、在宅心身障害児福祉手当

を支給しています。

《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。ただし、児童が福祉施設に入所している場合や、県から障害児福祉手当を受給している場合は支給できません。

▼身体障がい者

- ・ 身体障害者手帳1〜3級・下肢障がい4級の一部(※) ※両下肢の全ての指を欠くもの、1下肢を足関節以上で欠くもの、もしくは同等の著しい障がいがあると判断されるもの

▼知的障がい者

- ・ 療育手帳がA・A・B
- ▼重複障がい者
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳のうち2つ以上の手帳を重複して所持する児童は、それぞれ

の等級自体が該当しなくても支給対象となる場合があります。

《支給額》 月額3千円

※特別児童扶養手当と併給可。
※障害児福祉手当と併給不可。

《支給時期》

- ・ 9月(4月分〜9月分)
- ・ 3月(10月分〜3月分)

《申請》 役場福祉介護課